

浜松市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づき、障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 浜松市日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は浜松市とする。ただし、事業の一部（対象者、生活支援サービスの内容及び費用負担の決定を除く。）を障害者自立支援法（平成18年4月1日施行法律第123号以下「法」という。）第36条に定める指定障害者福祉サービス事業所及びこれに準じて適切な事業運営が確保できると認められる事業所等（以下「事業実施施設等」という。）であって、この要綱の第6条第2項に規定する浜松市日中一時支援事業実施施設・事業者台帳に登載された者に委託するものとする。

(事業の対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、浜松市に住所を有し、障害者手帳等を有する者で日中ににおいて監護する者がいないため、一時的に見守り等のサービスが必要とされる者のうち各号に掲げる者とする。

- (1) 法第19条により支給決定を受けた者及びこれに準ずる者のうち、事業実施施設等による日中一時預かりが必要な者。
- (2) その他市長が必要と認める者。

(生活支援サービスの内容)

第4条 この事業により提供する生活支援サービスの内容は、施設における日中の生活介護等（宿泊を伴うものは除く。）とする。

(事業従事者の資格)

第5条 この事業により提供する生活支援サービスの従事者の資格は、障害者自立支援法第36条により指定された事業所及びそれに準ずる事業者とする。

(事業実施の届出等)

第6条 事業の実施を希望する事業実施施設等は、浜松市日中一時支援事業実施（変更）届出書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は前項の浜松市日中一時支援事業実施（変更）届出書を受理した時は、生活支援サービス提供にかかる人員、設備及び運営に関する事項等を審査し、適当と認めた者を浜松市日中一時支援事業実施施設・事業者台帳（第2号様式）に登載するとともに、登載者に対し浜松市日中一時支援事業実施施設・事業者登録通知書（第3号様式）を交付するものとする。

3 浜松市日中一時支援事業実施施設・事業者台帳に登載された者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、浜松市日中一時支援事業廃止届（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(利用の登録・決定等)

第7条 事業を利用しようとする者は、浜松市日中一時支援事業利用（変更）登録申請書（第5号様式）により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の浜松市日中一時支援事業利用（変更）登録申請書を受理したときは、支援サービスの必要性を検討し、その要否を決定するとともに、当該障害児者の障害の種類及び程度、生活環境等を勘案して、利用期間、利用時間数を決定し、浜松市日中一時支援事業利用（変更）決定通知書兼登録証（第6号様式）又は浜松市日中一時支援事業利用却下通知書（第7号様式）により通知するものとする。
- 3 前項に規定する利用期間は、利用決定を行った日から当該日が属する年度の末までの期間を超えない期間とする。
- 4 利用の登録を受けた者（以下「利用者」という。）は、第6条第2項の規定に基づき浜松市日中一時支援事業実施施設・事業者台帳に登載された事業実施施設等に浜松市日中一時支援事業利用（変更）決定通知書兼登録証を提示し、生活支援サービスの提供を受けるものとする。
- 5 市長は前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、事業実施施設等と利用の調整ができるものとする。

（費用の支弁）

第8条 本事業に要する経費については、別表に定める基準額から次条に定める額を除いた額を、浜松市が支弁するものとする。

（費用の負担）

第9条 利用者及びその主たる扶養義務者は、事業に要する費用のうち別表に定める基準額の10分の1に相当する額及び原材料費等の実費、飲食物費等相当額を事業実施施設等に直接支払うものとする。

- 2 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯（単体世帯を含む。）又は当該年度分の市民税が非課税の世帯は、別表に定める基準額の10分の1に相当する額についての負担は要しないものとする。

（事業実施施設等の責務）

第10条 事業実施施設等は、その業務を行うにあたっては障害児者の人権を尊重してこれを行うとともに、当該障害児者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

- 2 この事業の一部を受託して実施する事業実施施設等は、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について（平成18年4月3日障発第0403009号）の規定に準じて、事業の運営に努めなければならない。
- 3 この事業の一部を受託して実施する事業実施施設等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経費とを明確に区分しなければならない。
- 4 事業実施施設等は、利用者へのサービス提供時における事故に備え、十分な責任賠償保険に加入しなければならない。
- 5 事業実施施設等は、サービスの提供において事故が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（報告等）

第11条 事業実施施設等は、受託に係る事業の毎月の実施状況について、翌月10日までに前月分を浜松市日中一時支援事業実施報告書（第8号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、事業の適切な運営を確保するため、必要に応じて事業実施状況の調査を行うものとする。

- 3 市長は第1項の報告及び第2項の調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別 表（第8条関係）

- 1 指定療養介護対象者又は重症心身障害児・者が医療機関である指定障害者福祉サービス事業所を利用した場合

区分	金額
8時間以上	18,000円
4時間以上8時間未満	12,000円
4時間未満	6,000円

- 2 遷延性意識障害者等又は筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有すると診断された利用者が医療機関である指定障害者福祉サービス事業所を利用した場合

区分	金額
8時間以上	10,500円
4時間以上8時間未満	7,000円
4時間未満	3,500円

- 3 上記以外の事業実施施設等を利用した場合

区分	金額
1時間あたり	900円

※ただし、1時間未満の端数が生じた場合には切り上げるものとする。

浜松市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 浜松市移動支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は浜松市とする。ただし、事業の一部（対象者、移動支援サービスの内容及び費用負担の決定を除く。）を障害者自立支援法（平成18年4月1日施行法律第123号以下「法」という。）第36条に定める指定障害者福祉サービス事業所及びこれに準じて適切な事業運営が確保できると認められる事業所等（以下「事業実施事業者等」という。）であって、この要綱の第8条第2項に規定する浜松市移動支援事業実施事業者台帳に登載された者に委託するものとする。

(事業の対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、浜松市に住所を有する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び全身性障害者であって、移動支援を必要とする者
- (2) 知的障害者であって、移動支援を必要とする者
- (3) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児及び脳性マヒ等全身性障害児並びに知的障害児であって、保護者が付き添うことができないことから、移動支援を必要とする児
- (4) 精神障害児・者で移動支援を必要とする者

(対象とする外出)

第4条 この事業の対象とする外出は次の各号に掲げるもので、原則として1日の範囲内で用務を終えることが可能な地域とする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出

(対象外とする外出)

第5条 余暇活動等社会参加のための外出のうち次の各号に掲げるものは、この事業の対象外とする。

- (1) 通勤及び通学・通所・営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 通年かつ長期にわたる外出
- (3) 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出

(管理者)

第6条 この事業により提供する移動支援サービスの管理者の資格要件は、介護福祉士、1級ヘルパー等とする。

(サービス提供者)

第7条 この事業により提供する移動支援サービスの提供者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修1、2、3級課程修了者

- (4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の居宅介護に係る業務に従事した経験を有する者
- (5) 厚生労働省が定める視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者又はこれらに相当する研修として都道府県が認める研修を修了した者

(事業実施の届出等)

第8条 事業の実施を希望する事業者は、浜松市移動支援事業実施（変更）届出書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の浜松市移動支援事業実施（変更）届出書を受理したときは、移動支援サービス提供に係る人員、サービス提供者の資格及び運営に関する事項等を審査し、適當と認めた者を浜松市移動支援事業実施事業者台帳（第2号様式）に登載するとともに、登載者に対し浜松市移動支援事業実施事業者登録通知書（第3号様式）を交付するものとする。
- 3 浜松市移動支援事業実施事業者台帳に登載された者が事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、浜松市移動支援事業廃止届（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする者は、浜松市移動支援事業利用（変更）申請書（第5号様式）により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の浜松市移動支援事業利用（変更）申請書を受理したときは、移動支援サービスの必要性を検討し、その要否を決定するとともに、当該障害児者の障害の種類及び程度、生活環境等を勘案して、利用期間、時間数及び必要と認められる移動支援サービスの内容を決定し、浜松市移動支援事業利用（変更）決定通知書兼登録証（第6号様式）又は、浜松市移動支援事業利用却下通知書（第7号様式）により通知するものとする。
- 3 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第8条第2項の規定に基づき浜松市移動支援事業実施事業者台帳に登載された事業者に浜松市移動支援事業利用（変更）決定通知書兼登録証を提示し、移動支援サービスの提供を受けるものとする。
- 4 市長は前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、事業者と利用の調整ができるものとする。

(費用の支弁)

第10条 本事業に要する経費については、別表に定める基準額から次条に定める額を除いた額を、浜松市が支弁するものとする。

(費用の負担)

第11条 利用者及びその主たる扶養義務者は、別表に定める基準額の10分の1に相当する額をサービス事業者に直接支払うものとする。また、移動支援サービスの提供を受ける際に要するサービス提供者及び本人の公共交通機関の運賃を負担するものとする。

- 2 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯（単体世帯を含む。）又は当該年度分の市民税が非課税の世帯は、別表に定める基準額の10分の1に相当する額についての負担は要しないものとする。

(事業実施者の責務)

第12条 事業実施者は、その業務を行うにあたっては障害児者の人権を尊重してこれを行うとともに、当該障害児者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

- 2 この事業の一部を受託して実施する事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経費とを明確に区分しなければならない。

- 3 事業実施者は、利用者へのサービス提供時における事故に備え、十分な責任賠償保険に加入しなければならない。
- 4 事業実施者は、サービスの提供において事故が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
(報告等)

第13条 事業実施者は、受託に係る事業の毎月の実施状況について、翌月10日までに前月分を浜松市移動支援事業実施報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、事業の適切な運営を確保するため、必要に応じて事業実施状況の調査を行うものとする。
- 3 市長は第1項の報告及び第2項の調査の結果、事業の機能が十分に果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別 表 (第10条、第11条関係)

利用時間区分 (時間)	外出介護 (身体介護を伴う場合)	外出介護 (身体介護を伴わない場合)
~0.5	2,300円	800円
~1.0	4,000円	1,500円
~1.5	5,800円	2,250円
~2.0	6,550円	30分ごとに700円
~2.5	7,300円	
~3.0	8,050円	
~3.5		
~4.0		
~4.5		
~5.0	30分ごとに700円	
~6.0		
~7.0		
~8.0		

障害福祉サービス支給基準ガイドラインについて

18, 9, 26

浜松市保健福祉部障害福祉課

1 支給決定及びガイドラインの考え方

障害者自立支援法における障害福祉サービスの支給決定は、障害のある人から 申請された介護給付又は訓練等給付について、公費で助成することの要否を判断するものである。

サービスの支給決定に際して勘案すべき事項は、次の2のとおり厚生労働省令において規定されているが、この勘案事項に基づく支援の要否の判定や支給量の決定は各市町村で行うこととなっている。

このため、政省令で示されている勘案すべき事項をもとに、浜松市が公費で障害のある人の地域生活を支援する範囲を、障害福祉サービス支給基準ガイドラインとして設けるものである。

なお、ガイドラインは、あくまでも本市におけるサービス提供水準を目安として示すものであり、これをもって支給決定とはならないものである。

2 厚生労働省令で示されている勘案すべき事項

- (1) 障害程度区分
- (2) 介護を行う者の状況
- (3) 保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (4) サービス利用に関する意向の具体的な内容
- (5) 置かれている環境

3 支給決定の流れ

- (1) 障害程度区分及び週間ケアプラン等に基づき本人の状況及び世帯の介護力を把握とともに、本人のニーズを把握する。

- (2) 公費でサービスが利用できるか、できないかを判定する。

- (3) ガイドラインを参考に必要なサービス量を検討し、支給量を決定する。

(基準を超えてサービスを必要とする場合には、浜松市障害程度区分審査会の意見を聴き決定する。)

4 ガイドライン策定の視点

- (1) 簡素で、より公平なものであること。
(障害程度区分(6段階)ごとに世帯の状況(5段階)を区分して定める。)
- (2) 支援の必要度に応じて支給決定をする仕組みであること。
- (3) 世帯の介護力に応じて支給決定をする仕組みであること。
- (4) 日常活動の場所に応じて支給決定をする仕組みであること。

5 サービスごとの支給決定基準

(1) 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者包括支援

■身体障害者・知的障害者

日中活動の場	自 宅 等						就労・就学・通所施設等						場の区分なし			(時間/月)							
	障害程度区分						障害程度区分						障害程度区分			場の区分なし							
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	4	5	6	6	時間	単位					
a (低い)	14	22	34	53	93	185	7	15	21	37	56	110	143	179	356	54,600	54,600						
b (~)	12	18	28	43	72	140	7	13	19	32	43	84	127	159	270	51,000	51,000						
c (中)	9	15	20	38	63	95	5	11	17	23	38	70	111	139	180	45,500	45,500						
d (~)	7	9	14	25	47	56	5	8	12	18	31	50	95	116	143	38,700	38,700						
e (高い)	5	7	9	13	21	30	4	4	7	10	19	28	90	99	108	36,400	36,400						
適用サービス	身体介護+家事援助+通院介助+行動援護 +移動支援(地域生活支援事業)(※1)												重度訪問介護 (※2)のみ			重度障害者 等包括支援 (※3)							
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 重度視覚障害者に移動介護を月15時間加算可 重度視覚障害者、全身性障害者(※4)が社会生活上不可欠な外出を移動支援において利用した場合は月15時間まで無料とする。 																						
※1 社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護。																							
※2 障害程度区分4以上で、二肢以上に麻痺があり障害程度区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている者に対し、居宅における身体介護、家事援助、及び外出時における移動の介護を総合的に行う。																							
※3 障害程度区分6で意思疎通に著しい困難を有する者であって、①重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っていき者又は最重度知的障害のある者、②障害程度区分認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者、または概ね15歳以上の児童であって、浜松市障害程度区分審査会において重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるとされた児童に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行う。																							
※4 両上肢、両下肢いずれにも障害が認められる肢体不自由1級の者及び同程度の者。																							

■児童

日中活動の場	自 宅 等				就労・就学・通所施設等				(月利用時間)							
	支援の必要度				支援の必要度											
	1 (低)	2 (中)	3 (中)	4 (高)	1 (低)	2 (中)	3 (中)	4 (高)								
a (低い)	22	43	81	148	16	29	56	103								
b (~)	18	34	63	115	13	25	43	81								
c (中)	13	27	49	90	9	18	34	63								
d (~)	11	20	38	70	7	13	27	49								
e (高い)	9	16	29	54	7	11	20	38								
適用サービス	身体介護+家事援助+移動支援(※5)															
※5 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、全身性障害児、知的障害児(保護者が付き添うことができない場合)に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護。																

- | | |
|---------------|-------------------|
| (2) 短期入所 | 7日以内／月 |
| (3) 生活介護 | 1ヶ月の日数から8を引いた日数／月 |
| (4) 療養介護 | 1ヶ月の日数／月 |
| (5) 自立訓練 | 1ヶ月の日数から8を引いた日数／月 |
| (6) 就労移行支援 | 1ヶ月の日数から8を引いた日数／月 |
| (7) 就労継続支援 | 1ヶ月の日数から8を引いた日数／月 |
| (8) 施設入所支援 | 1ヶ月の日数／月 |
| (9) 共同生活援助 | 1ヶ月の日数／月 |
| (10) 共同生活介護 | 1ヶ月の日数／月 |
| (11) 児童デイサービス | 1ヶ月の日数から8を引いた日数／月 |

ただし、心身の状態、介護者が不在等により特に支援の必要があると認められる場合は、支給量を増やすことは可能とする。